

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	徳神建設
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事許可(般 29)第115109号
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成31年2月25日
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条同項第2号該当)
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、速やかに役職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内および施工現場における業務管理体制の一層の整備・強化を図り、再発防止に努めること。</p> <p>2 上記1で講じた措置(上記1の措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を速やかに文書で報告すること。</p>
処分の原因となった事実	<p>徳神建設は、県発注の工事を請け負った元請業者に対して土砂処分費の見積書を提出し土砂の撤去を請け負ったが、実際の処分費が見積書の単価よりも低廉であったにもかかわらず、元請業者への報告を怠り、見積書による金額を受領した。</p> <p>このことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当する。</p>